

令和4年度 第11回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- ① 日 時 令和5年2月22日(水)
開会 午前9時
閉会 午前10時50分
- ② 場 所 春日市奴国の丘歴史資料館

2 出席委員の氏名

| | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 扇 弘 行 |
| 委 員 | 安 本 誠 一 |
| 委 員 | 染 原 レイ子 |
| 委 員 | 宮 崎 泰三郎 |
| 委 員 | 足 達 好 子 |

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 教 育 部 長 | 金 堂 円一郎 |
| 教 務 課 長 | 武 末 竜 久 |
| 学校教育課長 | 今 福 保 幸 |
| 地域教育課長 | 山 下 江 利 |
| 文化財課長 | 高 田 勘 治 |
| 教務課統括係長 | 井 本 正 美 |
| 文化財課統括係長 | 井 上 義 也 |
| 教 務 課 主 任 | 林 由 梨 奈 |
| 文化財課主任 | 山 崎 悠 郁 子 |

4 議事の概要

別 紙

午前9時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

本日は1名の委員から事前に欠席の連絡があっておりますが、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年度第11回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。足達委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第23号議案 春日市指定文化財の指定について

○扇教育長

次に、議案の付議事項です。

第23号議案 春日市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○高田文化財課長

それでは、第23号議案 春日市指定文化財の指定について説明いたします。提案理由でございます。市が保管する有形文化財のうち、別紙候補一覧に記載してあります文化財につきまして春日市指定文化財の指定にあたり、春日市文化財専門委員に御意見を伺いましたところ、春日市にとって重要なものであるとの答申をいただきました。そのため、今回春日市文化財保護条例第4条第2項の規定に基づき、春日市指定有形文化財の指定の議案を提出するものでございます。それでは、春日市指定文化財につきまして、文化財課調査保存担当山崎主任から説明いたします。

○山崎文化財課主任

本日お配りしております資料の1、2ページが簡略にまとめた概要となっております。3ページ目から5ページ目が指定概要書、6ページから12ページが遺物観察表、13ページから21ページが今回指定となります遺物の実測図、22ページから30ページが資料の写真となっております。なお、31ページから34ページに専門委員会で審議した議事録、35ページ目にこれまでの市の指定文化財一覧を記載しております。

では、今回指定候補としてあげております瓦・須恵器―ウトグチ瓦窯跡出土―附 上白水天神ノ木採集瓦について、1ページ目と2ページ目を使用し説明いたします。説明の流れといたしましては、遺跡の概要についてお話しした後に、実際にどのような資料が指定

の対象となっているのか、市の指定候補としてどのような部分が評価されたのかを説明してまいります。

ウトグチ瓦窯跡につきましては、飛鳥時代（7世紀後半）に築かれた地下式登り窯（窖窯）の遺跡となっております。九州最古級の瓦窯でございます、同時代に造られております牛頸須恵器窯跡群の一部に所属しております。形といたしましては丘陵の斜面をトンネル状に掘り込む登り窯となっております。この発掘調査の際に、2基の瓦窯跡が見つかっておりまして、天井が落ちた状態の中にたくさんの瓦が出てきておりました。飛鳥時代については天皇を中心とした国家体制に移行しており、仏教と共に思想・学問・技術など非常に新しい包括的な体系が導入された時代と言えます。九州では日本の外交・対外防備の拠点である大宰府政庁が整備されまして、各地に寺院等が造られ始めました。この当時の瓦は非常に重たいものになりまして、このような重たい物を何千枚も屋根に葺けるということは、非常に財力や権力がないと葺けない程特殊なものとなっております。瓦自体は仏教と共に入ってきた、非常に新しい技術となります。こちらのウトグチ瓦窯跡につきましては、九州最古級の瓦窯であることや、同時期に操業されておりました日本三大古窯に数えられる牛頸須恵器窯跡群の、日常で使う土器である須恵器を造る須恵器窯と窯の造りが共通していることから、最先端の技術である瓦を、元々技術を持っていた在地の職人達が造っていたことが分かる点が評価されまして、平成17年10月5日に県指定史跡となっております。福岡県内では、同時期の瓦窯跡が8か所見つかっておりますが、そのうち2か所については国指定の史跡となっております。

今回指定となる対象につきましては、ウトグチ瓦窯跡から出ております遺物は、整理箱240箱にもものぼる資料のうち、本窯跡の特徴や、瓦の制作技術を示す各種の瓦の中でも特に残存状況が良い資料、窯の造営時期を示す土器を含めた65点、そして上白水天神ノ木で採集された軒丸瓦1点の総計66点を対象としています。瓦は大量に焼かれますが、こちらの窯跡では複数回焼かれておりまして、最後に操業した時の瓦と、それ以前に焼かれた瓦では、種類や色などの様相がかなり異なっていることが分かっております。大まかに、最終操業時、最終操業以前、そして窯で焼いた瓦というものはどこかの建物で使われておりますので、その建物の跡の候補地点を示す資料ということで上白水天神ノ木採集瓦を候補として挙げております。

指定の理由につきましては、筑前において古代瓦の制作が始まった最初期の資料であり、瓦の製作技法が窯跡以外に見ましても牛頸窯跡群で製作された須恵器と共通することから、瓦窯跡の操業が在地の須恵器工人によって行われたことを示すものであること。通常、瓦の窯跡は1種類ないしは2種類しか焼かないことが多いのですが、こちらの窯跡からは1つの建物を造る際に必要な多種多様な瓦が焼かれておりますことから、寺院建立のために造られた窯跡であると推定されること。蓮の花の模様をしている軒丸瓦の模様が、畿内の豪族である蘇我倉石川磨呂の寺である山田寺系であることから、窯の造営に畿内の豪族が関係していたことがうかがえる資料であることが評価されまして、今回市の指定候補とし

て挙げた次第でございます。

瓦屋根は、平瓦・丸瓦が一般的に知られていますが、多くの種類の瓦で構成されております。ウトグチ瓦窯跡では瓦の大半の種類が見つっております。最後の操業時、窯が壊れた時に焼かれた瓦は、粘土の板を切り出して、それを桶に巻き付けて外側から叩き締めて造ってありますが、内側にも須恵器をつくる時の工具で叩き締めています。最終操業時の瓦は、そのような模様を見ることが出来ます。

○井上文化財課統括係長

円筒状の桶に粘土を巻き付けて、羽子板の様な道具で叩きつける手法となっております。粘土がはずれやすいように板には溝があるため、叩き締めた場所はボコボコした状態になります。その後、糸等で切って形を整えていきます。

○高田文化財課長

白水小学校で、この瓦造りの技法を児童に体験してもらっております。

○山崎文化財課主任

最終操業時の瓦は須恵器と同じ技法を使用しており、瓦に弓のような模様がついております。この模様は、元は同心円状の模様になるのですが、最後の最後に叩き締めた跡になります。

最終操業以前の瓦については、四面に叩き締めた様子は見られません。元々はこちらのように、きちんと瓦の製法に基づいて造っているのですが、最終操業の時期になりますと、自分達の使い慣れた技法を使ってつくっているといったことを見ることが出来ます。

○井上文化財課統括係長

本来この目は桶についているのですが、外した後に微調整するために木の子のような道具で叩き締めた跡がこの模様となっております。

○山崎文化財課主任

最終操業時と最終操業以前の瓦は、色合いや厚みがかなり異なっております。最終操業時以前はとても丁寧に造られているのですが、この最終操業時に造られた瓦は少し生焼けのようになっております。最後は生産性を上げるため、ある意味手抜きをしたようになっております。最終操業時の瓦で面白い点で、矢印が書いてあり、おそらくどういった順番で葺くかの方法を指示するものだと思います。あまり知識のない人でも手伝うことが出来る造りとなっております。

○井上文化財課統括係長

最終操業時以前は、端がソケット状になっており、瓦を葺く際に同じ瓦を被せていきます。それに対して最終操業時の瓦はソケットがないより簡単な形となっております。ソケットがない分、段ができてしまいます。

○山崎文化財課主任

水返しを有する平瓦というものがございまして、平瓦は両端が平らなのですが、こちらは片方の端に段がございまして、建物の一番端に使う瓦となっております。特に寺院が多いのですが、建物の一番端に模様のある瓦を使用することが非常に多いです。その端に使われていたものが、軒平瓦と軒丸瓦となります。蓮の花を模したレリーフで造られており、この瓦と同じ模様の瓦は筑紫野市の塔原廃寺でしか見つかっておりません。塔原廃寺の瓦はウトグチ瓦窯より後の時期に造られたということが分かっております。

○井上文化財課統括係長

軒丸瓦の模様は、木の板に模様を彫り込んであるものをスタンプのように押しつけて模様をつけておりますので、同じ模様となります。

○山崎文化財課主任

掘り込んであるものは木で造られております。木というものはひび割れたり欠けたりしますので、この模様をしっかりと観察いたしますと、端の方を一周しています模様が途切れている箇所がございます。そのようなことを分析することで、同じ判で造られた瓦ということを探ることが出来ます。

○高田文化財課長

なお、ご審議いただきます文化財につきましては、令和5年4月22日から6月25日までの約2か月間、奴国の丘歴史資料館にて市の指定化記念展として、市民の皆様に広く公開する予定としております。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

色の違いは土が違うからでしょうか。

○山崎文化財課主任

焼き加減の違いとなります。生焼けに近い瓦と酸化還元でよく焼けている瓦の違いとなります。

○井上文化財課統括係長

酸素の還元量の違いで色に違いが生じます。酸素を閉ざすと粘土に入っている酸素を引き出して燃やそうとするので、灰色で硬質のものとなります。酸素が多く入りますと、赤焼けになってまいります。鉄分もさびると赤くなりますが、土の中に鉄分が入っておりますので、酸素が多くあると酸化して赤い発色となります。酸素が遮断されていくと黒くなってまいります。

○山崎文化財課主任

黒っぽい色合いは須恵器と近い状態で、性質としてはガラスに近い状態となります。

○染原委員

強度は同じなのでしょうか。

○井上文化財課統括係長

触っていただくと分かるのですが、最終操業時以前の瓦が堅いです。最終操業時の赤っぽい瓦は粉が手に付くような感じがあります。

○山崎文化財課主任

また、赤っぽい瓦は水分を含みやすいため、濡れると重くなります。黒い瓦は濡れてもあまり重さは変わりません。

○染原委員

その違いは、庶民が住む家に使うか権力者が住む家に使うかの違いなのでしょうか。

○山崎文化財課主任

この当時瓦のついた建物は寺院もしくは役所に限定されます。瓦が非常に重たいため何千枚も葺くとすると、建物自体の構造もかなりしっかりとしたものにしなければなりません。特定の建物を造るために、専用の瓦窯を造るくらい大規模なものとなります。軒平瓦までは他の瓦窯跡でも見つかることが多いのですが、ウトグチ瓦窯の場合、鬼板瓦から鴟尾まで出土しており、このようなものも造っていたことが分かっております。鬼板瓦は蓮の花を模してあるのですが、日本の場合瓦には蓮の花を意匠として使うことが非常に多いです。

○井上文化財課統括係長

これだけ重い瓦を葺きますので、下にきちんと礎石がある所に大きい柱を立てたのでは

ないかと思われます。幻と言われる白水廃寺が見つかるのと、礎石が見つかる可能性が高いです。

○足達委員

最終操業までに何回くらい操業されたのでしょうか。

○山崎文化財課主任

少なくとも3回か4回は行われたと思われます。

○扇教育長

それでは第23号議案 春日市指定文化財の指定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第23号議案 春日市指定文化財の指定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第24号議案 春日市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定について

(3) 第25号議案 春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱等の一部を改正する告示の制定について

(4) 第26号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について

(5) 第27号議案 春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

(6) 第28号議案 春日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

次に、第24号議案 春日市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定についてから、第28号議案 春日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則の制定についてまでを、併せて事務局から説明をお願いいたします。

○武末教務課長

第24号議案 春日市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定についてから、第28号議案 春日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則の制定についてまでを、まとめて説明いたします。この5つの議案は共に、令和5年4月からの組織再編に伴うも

のです。

第24号議案 春日市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定についてと第25号議案 春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱等の一部を改正する告示の制定については組織改編に伴い部署名及び役職名について変更があったものです。

第26号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定については、市民図書館及び文化財に関する事務を市長が管理することになることに伴い、当該施設にある公印を教務課で保管すること及び組織改編に伴い部署名及び役職名の変更があったものです。

第27号議案 春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定については、文化財に関する事務を市長が管理することになることに伴い、教育委員会が教育長に委任する事務から文化財の指定及び指定の解除を行うことを削除するものです。

第28号議案 春日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則の制定については、文化財に関する事務を市長が管理することになることに伴い、教育長の決裁を要する事項について文化財の指定及び指定の解除を行うことを削除することに合わせて、教育委員会の議決を要する事項及び教育長の決裁を要する事項の中にある、「進退の内申」を「人事」に文言を改めるものです。

以上で説明を終わります。

○扇教育長

それでは、

第24号議案 春日市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定について

第25号議案 春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱等の一部を改正する告示の制定について

第26号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について

第27号議案 春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

第28号議案 春日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
ただ今より採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、

第24号議案 春日市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定について

第25号議案 春日市立小中学校働き方改革推進研究会設置要綱等の一部を改正する告示の制定について

第26号議案 春日市教育委員会公印管守規程の一部を改正する告示の制定について

第27号議案 春日市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

第28号議案 春日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

全員賛成をもって可決いたしました。

(7) 第29号議案 春日市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定について

(8) 第30号議案 春日市文化財保存推進委員会設置要綱及び春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱を廃止する告示の制定について

○扇教育長

次に、第29号議案 春日市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定について、第30号議案 春日市文化財保存推進委員会設置要綱及び春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱を廃止する告示の制定について、併せて事務局から説明をお願いいたします。

○高田文化財課長

第29号議案 春日市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定について、第30号議案 春日市文化財保存推進委員会設置要綱及び春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱を廃止する告示の制定について、をまとめて説明いたします。

この2つの議案についても令和5年4月の組織改編に伴い発生したものでございます。

まず、第29号議案 春日市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定について、提案理由です。春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正により、文化財の保護に関する事務を市長が管理し、及び執行することになったことに伴い、当該事務に係る教育委員会規則を廃止する必要があるため、この議案を提出するものであります。春日市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の1から6に掲げております規則について廃止するものです。また、この規則は令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、第30号議案 春日市文化財保存推進委員会設置要綱及び春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱を廃止する告示の制定について、提案理由です。春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正により、文化財の保護に関する事務を市長が管理し、及び執行することになったことに伴い、当該事務に係る教育委員会告示を廃止する必要があるため、この議案を提出するものであります。春日市文化財保存推進委員会設置要綱及び春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱を廃止する告示1、2に掲げております告示について廃止するものです。また、この規則は令和5年4月1日から施行いたします。

なお、文化財に関します諸規則及び諸告示につきましては、ただ今説明申し上げましたとおり教育委員会規則及び告示は廃止されますが、合わせて、市長部局におきまして規則・告示の新規制定が行われるものであります。以上で説明を終わります。

○扇教育長

それでは、

第29号議案 春日市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定について

第30号議案 春日市文化財保存推進委員会設置要綱及び春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱を廃止する告示の制定について

ただ今より採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、

第29号議案 春日市文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の制定について

第30号議案 春日市文化財保存推進委員会設置要綱及び春日市奴国の丘歴史資料館名誉館長設置要綱を廃止する告示の制定について

全員賛成をもって可決いたしました。

(9) 第31号議案 白水大池公園星の館管理運営規則を廃止する規則の制定について

○扇教育長

次に、第31号議案 白水大池公園星の館管理運営規則を廃止する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○山下地域教育課長

第31号議案 白水大池公園星の館管理運営規則を廃止する規則の制定について、こちらにも令和5年4月の組織改編に伴うものでございます。提案理由でございます。白水大池公園星の館に関する事務を市長が管理し、及び執行することになったことに伴い、白水大池公園星の館管理運営規則を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

機構改革に伴いまして、白水大池公園星の館に関する事務を教育委員会から市長部局が所管することになりましたので、教育委員会では廃止いたします。なお、市長部局にて改めて制定が行われるものであります。以上で説明を終わります。

○扇教育長

それでは、

第31号議案 白水大池公園星の館管理運営規則を廃止する規則の制定について、ただ今より採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第31号議案 白水大池公園星の館管理運営規則を廃止する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(10) 第32号議案 春日市民図書館管理運営規則等を廃止する規則の制定について

(11) 第33号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を廃止する告示の制定について

○扇教育長

次に、第32号議案 春日市民図書館管理運営規則等を廃止する規則の制定について及び第33号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を廃止する告示の制定について、併せて事務局から説明をお願いいたします。

○山下地域教育課長

第32号議案 春日市民図書館管理運営規則等を廃止する規則の制定について及び第33号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を廃止する告示の制定についてを併せて説明いたします。

第32号議案 春日市民図書館管理運営規則等を廃止する規則の制定について、提案理由でございます。春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正により、市民図書館に関する事務を市長が管理し、及び執行することになったことに伴い、当該事務に係る教育委員会規則を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。廃止する規則は、春日市民図書館管理運営規則等を廃止する規則に掲げております2つの規則です。

第33号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を廃止する告示の制定についても、32号議案と同じ理由で、廃止する告示の制定をいたします。いずれにいたしましても、今回の機構改革に伴い、市民図書館の事務が教育委員会から市長部局に移行することに対する措置でございます。以上で説明を終わります。

○扇教育長

それでは、
第32号議案 春日市民図書館管理運営規則等を廃止する規則の制定について

第33号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を廃止する告示の制定について
ただ今より採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、

第32号議案 春日市民図書館管理運営規則等を廃止する規則の制定について

第33号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を廃止する告示の制定について

全員賛成をもって可決いたしました。

(12) 第34号議案 春日市民図書館管理運営規則の制定に関する意見の申出について

(13) 第35号議案 春日市図書館協議会規則の制定に関する意見の申出について

(14) 第36号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を制定する告示に関する意見の申出について

○扇教育長

第34号議案 春日市民図書館管理運営規則の制定に関する意見の申出についてから、第36号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を制定する告示に関する意見の申出についてまでを、併せて事務局から説明をお願いいたします。

○山下地域教育課長

第34号議案 春日市民図書館管理運営規則の制定に関する意見の申出についてから、第36号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を制定する告示に関する意見の申出についてまでを、まとめて説明いたします。

いずれも図書館に関する規則及び要綱の市長部局での告示に対するものでございます。提案理由は同じですので、一括して説明いたします。春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定により、市民図書館に関する事務を市長が管理し、及び執行することとなったことに伴い、春日市民図書館管理運営規則を新たに制定する必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づき、意見を申し出る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。32号議案と33号議案で説明いたしました教育委員会で廃止した規則及び要綱を市長部局で制定することに関して、教育委員会の意見を聞くことになっておりますので、議案を上程しております。なお、細かい規則要綱は資料に記載しておりますので、御一読いただければと思います。以上で説明を終わります。

○扇教育長

それでは、

第34号議案 春日市民図書館管理運営規則の制定に関する意見の申出について

第35号議案 春日市図書館協議会規則の制定に関する意見の申出について

第36号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を制定する告示に関する意見の申出について

ただ今より採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、

第34号議案 春日市民図書館管理運営規則の制定に関する意見の申出について

第35号議案 春日市図書館協議会規則の制定に関する意見の申出について

第36号議案 春日市民図書館資料廃棄要綱を制定する告示に関する意見の申出について

全員賛成をもって可決いたしました。

(15) 第37号議案 春日市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

○扇教育長

次に、第37号議案 春日市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について、事務局から説明をお願いいたします。

○武末教務課長

第37号議案 春日市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について説明いたします。標題が春日市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議についてと書かれております資料に記載があります4件の協議事項について、今まで事務の発生ごとに協議書にまとめて補助執行により事務を行っておりましたが、今回の組織再編において、一つの協議書に取りまとめるものです。今回新たに発生する市長部局から教育委員会に移る放課後児童健全育成事業、教育委員会から市長部局に移る市民図書館及び文化財に関する事務についての協議を、先程の4件の協議と合わせて一つの協議書にまとめたものを資料としてお配りしておりますので御一読ください。教育委員会と市長部局の職員が組織再編後の事務を適正に行うために補助執行をするものです。以上で説明を終わります。

○扇教育長

それでは、第37号議案 春日市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について、ただ今より採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第37号議案 春日市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について、全員賛成をもって可決いたしました。

(16) 第38号議案 春日市通級指導教室設置要綱を廃止する告示の制定について

○扇教育長

次に、第38号議案 春日市通級指導教室設置要綱を廃止する告示の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

第38号議案 春日市通級指導教室設置要綱を廃止する告示の制定について説明いたします。提案理由でございます。聴覚、言語等に障がいのある児童であって、当該児童の在籍する学校において特別の教育課程の実施が行われないものに対する指導助言を行うため、春日市いきいきプラザ内に、春日市立春日小学校分室として春日市通級指導教室を設置しているが、令和5年度から、全ての小学校において、特別の教育課程の実施を行う環境が整うこととなったため、春日市通級指導教室を廃止する必要があるというものでございます。本市の小中学校における通級指導につきましては昨年度下半期の中学校における試行期間を経て、本年度から小学校3校を除き、学校の中に通級指導を行う教室を確保し、通級指導を担当する教員を配置して、または当該教員が学校訪問をして指導を行う方式、いわゆる自校巡回方式による指導を開始いたしております。過去は春日小学校及び春日中学校の分室としていきいきプラザ内の春日市通級指導教室内で行っていた通級指導の体制、いわゆるセンター方式を改めたものでございます。しかし、本年度は学校内で教室を確保できない等の理由がある小学校3校は、まだ従前からのセンター方式を取っておりますので、いきいきプラザの春日小学校の分室である春日市通級指導教室を残しておりました。これが、次年度以降は学校内に通級指導のための場所の確保等、それぞれの学校の中で指導が出来る環境が整う見通しが立ちましたので、全面的に自校巡回方式に切り替えて通級指導を行うことといたしました。このため、春日市通級指導教室設置要綱を廃止するもの

でございます。なお、施行日は令和5年4月1日です。以上で説明を終わります。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

通級指導教室がセンター方式でなくなるということは、通級を担当する先生の研修・打ち合わせ等の場所等の確保は考えていらっしゃるのでしょうか。

○今福学校教育課長

通級指導する場所としての、いきいきプラザの場所が不要となり廃止されます。研修や情報共有の場が必要ということは重々承知しておりますので、別途確保していくよういたしております。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは、第38号議案 春日市通級指導教室設置要綱を廃止する告示の制定について、ただ今より採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第38号議案 春日市通級指導教室設置要綱を廃止する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(17) 第39号議案 2学期制の導入に関する承認について

○扇教育長

次に、第39号議案 2学期制の導入に関する承認について、事務局から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

第39号議案 2学期制の導入に関する承認について説明いたします。提案理由としては、春日市立春日野中学校の令和5年度からの学期を2学期制と定めるに当たり、春日市立学校管理運営規則第8条の規定に基づき、当該学校の校長からあらかじめ教育委員会の承認の求めがあったものでございます。春日野中学校においては、昨年から学習指導・生徒対

応・部活動指導等の時間のゆとりを生み出すため、2学期制への移行を検討してきたところでございます。この移行に関しては令和4年9月26日に開催された春日野中学校PTA役員会での説明、同年12月10日に開催されました春日野中学校学校運営協議会での熟議を経て、令和5年2月13日開催の春日野中学校PTA役員会において学校としての最終的な合意形成がなされております。そこで、今回春日市立学校管理運営規則に基づき教育委員会の承認を求める手続に至ったものでございます。なお、3年生の志望校決定に配慮して、2学期制にはなりますが、評定は3回行われるということです。ただし、5教科以外は前期後期の2回のみとなるということで聞き及んでおります。以上で説明を終わります。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

春日野中学校のみが2学期制になるのでしょうか。

○今福学校教育課長

今まで春日市内の小学校全てと中学校5校は2学期制を採用しており、春日野中学校のみ3学期制としておりましたが、今回春日野中学校も2学期制を取るということでございます。春日市の義務教育学校は全て2学期制に移行します。

○足達委員

評定を3回行うのは3年生のみでしょうか、全学年が対象なのでしょうか。

○今福学校教育課長

全学年3回評定を行うと聞いております。受験に影響があることのため、5教科については夏休み前に一度評定を出すとのことです。

○扇教育長

2学期制に移行した学校が平成17年に出てきて以降、今回で春日市内全ての学校が2学期制となりました。今、話にも出ました評定の問題は、2学期制のメリットでもありデメリットでもございます。3年生に関しては進路の関係がございまして、公立高校の特色化選抜の受験日が年々前倒しになってきており、前後期の2度のみの評定では巻き返しが厳しいといったこともございます。今回春日野中学校は2学期制に移行しますが、7月の3学期制という1学期の終業式の日に1回、10月の前期終了時に1回、後期終了時に1回と、3回評定を出すことで対応していくとのことでした。これにつきましては、私は他の5校の中学校にも同様に対応してもらえないかと考えております。強制はいたしません、中

学校の校長会等で話し合っていたらと思っております。優秀な生徒の確保のためか、昨今高校受験の時期が早くなってきております。2月のこの時期ではありますが、ある中学校では既に75%の生徒の進学先が決まっているそうです。近い将来、1月頃から一斉に受験が始まる可能性も考慮しつつ対応してまいります。

○扇教育長

それでは、第39号議案 2学期制の導入に関する承認について、ただ今より採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第39号議案 2学期制の導入に関する承認について、全員賛成をもって可決いたしました。

(18) 第40号議案 「令和5年度エデュケーションかすが」の作成について

○扇教育長

次に、第40号議案 「令和5年度エデュケーションかすが」の作成について、事務局から説明をお願いいたします。

○武末教務課長

それでは、第40号議案 「令和5年度エデュケーションかすが」の作成について説明いたします。提案理由は記載しておりますとおりです。エデュケーションかすかの位置づけでございますが、令和3年度から令和7年度までの5か年計画である、春日市教育振興基本計画に基づく1年間の単年度計画として位置付けています。また、教育委員会のPDC Aサイクルの「PLAN（計画）」に位置付け、これに基づき事業を実施し、年度終了後に点検評価を行うものでございます。

1月20日に開催いたしました教育委員懇談会において、事前に委員の皆様から御意見をいただき、事務局で再度精査したものを今回議案として提出させていただいております。教務課からの説明は以上でございますが、各課長から補足があればお願いします。

○今福学校教育課長

学校教育課関連で1月20日以降に追加・変更となった部分についてご説明いたします。

2学校教育の充実 **1**きめ細やかな指導体制の一層の充実 (1)確かな学力の向上と課題解

決力の育成 ①教職員の指導力向上の1項目目でございます。「教育行政相談員兼指導主幹の増員による各種相談対応等の支援の強化」に増員する指導主幹の人数を括弧書きで記載し、具体的に分かるようにしております。また、同5項目目に「ICTを活用した授業実践の先進的事例や優良事例の発表と共有」を新たに追加しております。これは本年度試行しているもので、各校で取り組むICTを活用した授業実践の内、先進的・優良なものを動画形式で提出していただき、市教委で視聴確認し、学校間の共有フォルダにより全校の教職員で共有し、いつでも視聴や活用ができるようにする取組でございます。次に、②基礎学力の定着の1項目目「MEXCBTを活用した市通過テストの実施」について、実施教科を括弧書きで具体的に示しております。また、2つ下の項目「小学校5年生、6年生及び中学校1年生における市独自の35人以下学級編成の実施」について、国による方針で小学校1年生から小学校4年生まで実施されるため、市独自の35人以下学級編成と合わせて、小学校1年生から中学校1年生までが35人以下学級編成となることを括弧書きで追記しております。

次に、(3)不登校児童生徒の支援の充実 ①不登校児童生徒の支援の充実の1項目目「幼児小接続期の取組の推進」において、取組の主なものを具体的に「スタートカリキュラム等」とお示ししております。また、②専門職による積極的支援と次の(4)特別支援教育の充実の3項目目に「教育行政相談員兼指導主幹の増員による各種相談対応支援の強化」とございますが、指導主幹が更に増員されるものとの誤解を招くおそれございましたので、括弧書きで再掲であるとお示ししております。

②児童生徒の心と体づくりの推進 (1)豊かな人間性の育成 ②人権感覚と実践力の向上の3項目目「児童生徒の人権を尊重する春日市教職員言動チェックシートの実施」につきましては、令和4年度に引き続き掲載することといたしております。教職員が自らの言動を振り返り、不適切な指導を行わないようにする取組の強化のため、掲載を継続する必要があると判断したものでございます。次に、(2)体力の向上と食育の推進 ①体力・運動を通じた心と体づくりの3項目目に「視力低下を防ぐ取組の推進」について、近年子どもの視力が一層低下していることが指摘されております。スマホの小さい画面を長時間見続ける等、ICT機器の急速な普及と子どもの生活環境の大きな変化が影響しているものと思われます。一方、学校現場ではSociety5.0時代に対応するべく、授業におけるタブレット端末の活用をはじめとする教育ICTの推進を図っております。これらのことから、子どもの視力の低下がこれ以上進行しないよう、課題と対策の必要性について学校の中での理解促進をし、視力アップ体操など視力低下を防ぐ取組を推進しようとするものでございます。なお、1月の定例校長会におきましても一般社団法人 子供の視力を守る会により動画の視聴を交えながら、子どもの視力の状況や視力を守る習慣を定着させる重要性等について説明していただいております。学校教育課からの説明は以上です。

○山下地域教育課長

地域教育課から1点変更点を説明いたします。表紙の一番下の部分を「学校・家庭・地域・子どもの四者で『共育』を進めています。」と変更いたしております。当初の原稿では「学校・家庭・地域で『共育』を進めています。」という表現になっておりましたが、宮崎委員から春日市教育委員会の封筒には四者となっているとの御指摘をいただきましたので、封筒に合わせて表現に変更いたしております。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について、審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

視力について、春日市の児童生徒の視力の低下はどの程度なのでしょうか。

○今福学校教育課長

春日市独自のものではございませんが、全国的なデータを見てみると子どもの視力の低下は確実に進行しており、眼鏡等で視力補正しなければならない子どもの数も増えております。文部科学省の調査によりますと、裸眼視力が1.0未満の割合は、小学校1年生で約4人に1人、小学3年生で約3人に1人、小学6年生では約半数となっているとのことでした。今後、春日市でも健康診断時の視力検査のデータを記録して、経年比較ができるように対応していきたいと考えております。

○足達委員

読書について、各小学校に朝読のボランティアが入っていると思うのですが、その読書ボランティアの取組は記載されないのでしょうか。このボランティアはすぐにできるものではなく、ずっと続けていただいている方が多く、OB・OGになっても続けていただいている方もいらっしゃると思いますので、どこかで評価をしていただきたいと思います。

○山下地域教育課長

3 多様な学びの支援 **3**学校図書館活用の推進 (1)学校図書館の充実 ①学校図書館の学習の一番下の項目「学校における子どもの読書活動推進事業の実施」に集約させていただいているところでございます。ボランティアのみをここで項目として記載するということは、大元の教育振興基本計画との整合性もございますので、今のところ考えておりません。学校における子どもの読書活動推進事業の実施の中では、ボランティアの方や学校司書の在り方、授業での活用等、今後熟考していくところでございます。

○扇教育長

それでは、第40号議案 「令和5年度エデュケーションかすが」の作成について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第40号議案 「令和5年度エデュケーションかすが」の作成について、全員賛成をもって可決いたしました。

(19) 報告第2号 臨時代理（春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する告示の制定について）

○扇教育長

次に、報告第2号 臨時代理（春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する告示の制定について）、事務局から説明をお願いいたします。

○武末教務課長

報告第2号 臨時代理について、春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を早急に改正する必要がございましたので、令和5年2月10日付けで臨時に代理したものの報告です。改正の内容につきましては、この規程の第9条においてハラスメントに関する相談等に適切に対応するため、ハラスメント苦情委員会の設置、同条第3項において組織する委員を定めておりますが、専門的な知識を有する第三者の参加を可能とするために、「教育長が指名する職員」から「教育長が必要と認める者」に改正し、より公平を期するものです。今日の午後にハラスメント苦情委員会の第1回目を開催する予定としております。来月の教育委員会議においてお諮りするような事項が出るかもしれませんので、お知りおきください。説明は以上です。

○扇教育長

それでは、報告第2号 臨時代理（春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する告示の制定について）、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、報告第2号 臨時代理（春日市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する告示の制定について）、全員賛成をもって可決いたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

教育長報告でございます。3点ご報告いたします。

1点目は、中学校の修学旅行について、昨日最後の1校が無事出発しました。インフルエンザになってしまった生徒や長期に不登校になっている生徒が、修学旅行に参加が出来なかったようです。また、修学旅行先でインフルエンザではないかと思われる高熱を出してしまった生徒がいたとのことで、修学旅行の途中ではありましたが、校長先生が博多駅まで付き添って保護者に迎えに来てもらったとのことでした。校則の自由化に則って、生徒はウインドブレーカーやジャージではなく、各自で用意をしたふかふかの防寒着を着ていました。

2つ目は、昨日教育長会がありましたが、卒業式については国の方針や福岡県教育委員会から県立高校への判断通知を勘案して、児童生徒と教員は基本的にはマスクをしないこととしました。ただし、国歌・校歌斉唱や卒業の歌を歌う時はマスクを着用のこととします。ただし、感染予防のため自主的にマスクをつけることは、学校・教職員は規制するものではなく、本人の判断に委ねることすることを、各学校に文書を送っております。また、強制するものではございませんが、来賓・保護者についてはマスクの着用をお願いすることになりました。教育委員の方には、卒業式までは参加を控えていただきまして、来年度の入学式から御参加いただくことになろうかと思えます。また、卒業式までは、壇上に上がり祝辞を述べることは市長のみにしていただき、教育委員会からの祝辞は織り込むこととします。

運動会について、令和5年度は小学校12校全て10月11日に行うこととなりました。例年5月にも運動会を行っておりましたが、熱中症やPM2.5等々ございますので、秋の運動会が望ましいのではないかと思います。運動会や体育祭については5 S、Speedy（動作をすばやくすること）、Study（学びの場であること）、Success（成果の発表の場であること）、Shortcut（最大4時間とすること）、Safety（安全安心）の5つを心がけるよう各校長をお願いしております。

○染原委員

今年度の運動会・体育祭を見に行きましたが、コンパクトにまとまっており大変充実していたなと感じました。

○足達委員

以前は春日音頭等に地域の方が参加をしていたのですが、コロナ禍での運動会・体育祭で、地域の方の出る場所がなくなってしまったなと感じています。

○扇教育長

地域と学校の関係が離れてはいけませんので、地域の運動会に子どもたちが積極的に参加するように呼び掛けていこうと思います。

○染原委員

学校の運動会が午前中で終わるのであれば、運動会があった日の午後に地域の運動会をすることは可能でしょうか。

○扇教育長

同日にすることは問題ないと思います。

○足達委員

私たちの地域では、花笠音頭を踊るのは何年生、春日音頭は全体で踊るということが決まっており、次の文化祭の時にその年に花笠音頭を踊った学年と一緒に踊ったり、秋祭りの時に春日音頭と一緒に踊ったりしていたので、そのような場がなくなると残念です。

○扇教育長

表現運動として春日音頭を選ぶ学校もあるかとは思いますが、これからの課題として捉えておきたいと思います。

(2) 教育委員報告

○扇教育長

教育委員から報告のある方はいらっしゃいますか。

○安本委員

2月10日に東京の文部科学省で市町村教育委員会教育長教育委員研究協議会がありましたので、参加いたしました。貴重な体験をさせていただきありがとうございました。

文部科学省の方がお話をされまして、学校部活動の地域連携について文部科学省の動き

を聞いておりますと、予算のことは令和4年12月27日付けで、スポーツ庁が「学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について」という通知が出ているとのことでした。内容的には、教師の兼職や学習指導要領解説の見直し等とのことでした。文部科学省の方針も少々緩和されているようで、元々は、令和5年度から令和7年度の3年間に部活動の地域移行をさせることとされていましたが、この3年間で推進期間とするというふうに変更されていました。できるだけ地域移行をしてくださいと、強制的にはしないというようなことをおっしゃってました。

東京の23区の教育委員の方ともお話ができたのですが、都市部だと指導者が多かたり予算が潤沢だったりで移行がしやすいのかと思っておりましたが、状況は春日市と同じようでした。しかし、別の教育委員会では、全て地域移行をしているというところもありました。どういうことをやっているかという、サッカー・野球・ラグビー等の実業団があるところが、ボランティアで教えに来てくれているということでした。話を伺っていると、都市部が良いであるとか地方が良いであるということではなく、それぞれの地域の格差が顕著に出る事案であると感じました。

春日市は、教育長が言われているように、来年度から吹奏楽部が地域移行するとのことですが、吹奏楽部から移行している教育委員会も多かったです。しかし、大きい機材を移動させる等の困難があるというようなことをおっしゃってました。

また、保護者の負担についてですが、令和5年度に、部費等の保護者の負担の状況を文部科学省の方で調査に入りたいとのことでした。令和6年度の予算の獲得に向けて動きたいとのことなので、そのあたりの予算の整理をされていた方が良いのではないかと思います。また、中体連に関しては、12月に各都道府県に話がいつているようでした。いわゆる勝利至上主義ではなく生徒の健全な心身を育成を目的とするようにといったことが通知されているとのことでした。令和5年度になりましたら、文部科学省が部活動の地域移行の事例集を出すとのことでした。

○染原委員

福岡教育大学で長年に渡り教鞭をとってこられた、名誉教授の納富恵子先生が御退職をされるとのこと、最終講義のお知らせがきています。3月18日に行われるとのことなので御紹介いたします。

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

次に事務局報告です。ア 各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いいたします。

○高田文化財課長

文化財課でございます。春日市文化財専門委員会（令和4年度第2回史跡須玖岡本遺跡調査研究部会）につきまして、記載の日時場所にて開催いたしております。議題及び審議の結果の概要につきましては、当日、令和4年度に史跡地あるいは公有地化した現地の視察の他、須玖岡本遺跡保存活用計画推進の観点から今年度の取組の検証と来年度の事業計画について専門的な見地からの御意見をいただきました。いただきました御意見につきましては、令和5年度の取組に生かしてまいりたいと思います。報告は以上です。

イ 春日市中央公民館条例を廃止する条例の制定及び春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定（星の館）の撤回について

○扇教育長

次に、イ 春日市中央公民館条例を廃止する条例の制定及び春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定（星の館）の撤回について、事務局から報告をお願いいたします。

○山下地域教育課長

地域教育課です。春日市中央公民館条例を廃止する条例の制定及び春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定（星の館）の撤回についてご報告させていただきます。1月の教育委員会議の第15号議案・第16号議案において、2つの議案を御審議いただき議決いただいたところでございますが、その後の最終市長協議で、今議会ではこの上程を取りやめるということになりましたので、ご報告いたします。

まず、春日市中央公民館条例を廃止する条例の制定について、こちらを一旦取りやめる理由といたしまして、中央公民館を設置する時に使用した補助金等が廃止になっているので、組織改編に合わせて廃止する予定でしたが、同時に改正しようとしていた地区公民館等条例において議論が十分になされていないのではないかと疑義がありました。現在、地区公民館は社会教育法上の類似施設という扱いになっておりまして、教育委員会の補助執行として市長部局が運営しております。しかしながら、現在春日市の公民館はまちづくりの拠点となっておりますので、教育委員会の補助執行ではなく自治会館という位置づけで運用してはどうかと議論しておりましたが、議論が十分になされていないという結論に至りました。今後1年間かけて議論を十分した上で、春日市中央公民館条例と地区公民館等条例を一緒に上程することになりましたので、一旦春日市中央公民館条例を廃止する条

例の制定は見送ることにいたしました。

続いて、春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定（星の館）の撤回につきまして、星の館の設置目的が「青少年の健全な育成及び春日市民の生涯教育の推進」という2本立てでいっておりましたが、教育委員会から市長部局へ移管することになりますので、「青少年の健全な育成」を外すようにしておりました。しかし、市長部局が青少年の健全育成に携われないということではありませんので、この文言は残したままにするとの結論に至りました。

春日市中央公民館条例を廃止する条例の制定については機を見てもう一度上程する予定ですが、春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定（星の館）につきましては撤回ということになりましたのでご報告いたします。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、報告がありましたらお願いします。

○高田文化財課長

2月の主要行事報告について、「発掘現場説明会のお知らせ」ということで、本日資料を配付いたしております。令和5年2月25日の午前10時から、現在調査しております現地の説明会を行います。会場は奴国の丘歴史資料館から公園と道を挟んだ反対側になります。駐車場は奴国の丘歴史資料館の駐車場を使用いただければと思っております。説明会を開催予定でございますのでお知らせいたします。

○山下地域教育課長

同じく2月の主要行事につきまして、コミュニティ・スクールの関連視察を記載いたしておりますが、視察が大変多くなっており通常業務を圧迫している状況でございます。ついでには、令和5年度から議員の行政視察は火曜日と木曜日の午後から、月に4件までという制限を設けることといたしました。ただし、教育委員会の視察については特に制限は設けない予定です。報告は以上です。

【第4 調整事項】

(1) 3月定例教育委員会議の日程について

令和5年3月29日（水） 午前9時 決定

(2) 4月定例教育委員会議の日程について

令和5年4月26日（水） 午前9時 予定

(3) 4月定例教育委員懇談会の日程について

令和5年4月26日（水） 午前10時 予定

午前10時50分 閉会